がん教育外部講師派遣事業

外部講師を活用したがん教育の実施の流れ

※日程は令和６年度実施用

【市町村立学校】(例)

1. 府保健体育課は、市町村教育委員会に対し「がん教育に係る外部講師派遣　実施要項」及び「派遣機関一覧」を送付。

　⇒フロー図①・②

1. 市町村教育委員会は、所管の学校に対し、本事業を周知。

⇒フロー図③

1. 市町村立学校は「派遣機関一覧」を参照し、「別紙１：活用希望調書」を作成し市町村教育委員会に提出。

⇒フロー図④・⑤

1. 市町村教育委員会は、令和７年度までに、所管の学校が最低１回は外部講師を活用してがん教育を実施できるよう、また、その年度に派遣が集中しないように、次年度に実施する学校を決定し、決定した学校（以下「実施校」）に連絡。

⇒フロー図⑥・⑦

1. 市町村教育委員会は、学校から提出された「別紙１」等をまとめた、「別紙４：実施決定校等一覧」を４月2６日(金)までに府保健体育課に提出。

※この時点で、派遣機関との日程調整を終えておく必要はありません。

⇒フロー図⑧

1. 実施校は、希望する派遣機関へ第１希望から順番に連絡を取り、実施予定日の１～２カ月前までをめどに実施派遣機関、実施日等を決定し、事前打ち合わせを開始。

※令和６年度版の派遣機関一覧は４月末ごろに送付予定です。それ以前については、令和５年度版を活用してください。

⇒フロー図⑨・⑪

1. すべての派遣機関と日程の調整がうまくいかなかった場合は、市町村教育委員会に連絡する。（市町村教育委員会により再度調整）
2. 実施校は、派遣機関との調整（日程等決定）後、「別紙２：実施内容決定書」を速やかに（又は、市町村教育委員会の任意の期日までに）市町村教委に提出。

⇒フロー図⑩

1. がん教育の実施。

⇒フロー図⑫

1. 実施校は、市町村教育委員会へ「別紙３：実施完了報告書」を提出。

（実施後２週間以内）

⇒フロー図⑬

1. 市町村教育委員会は、実施校から提出された「別紙３：実施完了報告書」と、必要事項を追記した「別紙４：実施決定校等一覧」をまとめて、２期に分け、府教育庁保健体育課へ提出。

⇒フロー図⑭

※　講師の派遣旅費については、市町村教育委員会で負担。

※　本事業において、派遣機関一覧に記載の外部講師を活用する場合、謝金は不要。